



# 監督署の窓

## 事業場における治療と 職業生活の両立支援のため のガイドライン

このガイドラインは、事業場が、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取り組みなどをまとめたもので、平成28年2月23日に厚生労働省から公表されています。

ガイドラインでは、職場における意識啓発のための研修や治療と職業生活を両立しやすい休暇制度・勤務制度の導入などの環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方に加え、特に「がん」について留意すべき事項が取りまとめられています。

### 【ガイドラインの概要】

- 1、背景・現状
  - 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
  - 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
  - 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースが認められる（例・糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%）
  - ↓疾病に罹患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題
- 2、治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備
  - 労働者や管理職に対する研修などによる意識啓発
  - 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
  - 短時間の治療が定期的な繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
  - 主治医に対して業務内容などを提供するための様式や、主治医から就業上の措置などに関する意見を求めるための様式の整備
  - 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議
- 3、治療と職業生活の両立支援の進め方
  - 労働者が事業者支援

をを求める申出（主治医による配慮事項などに関する意見書を提出）

○事業者が必要な措置や配慮について産業医などから意見聴取

○事業者が就業上の措置などを決定・実施（両立支援プラン）の作成が望ましい

4、がんに関する留意事項

○治療の長期化や予期せぬ副作用による影響に際した対応の必要性

○がんの診断を受けた労働者のメンタルヘルス面へ配慮

野原新署長着任のごあいさつ	2
北監督署平成27年監督指導白書	8
行政の焦点	10
監督署の窓	11
質問にお答えします	14
5月21日から家内労働旬間	15
着任しましたヨロシク	19
技能講習のご案内	30
弁護士に聴く(26)	31
労働・安全衛生管理放浪記(1)	32
社会保険労務士が答える企業の労務管理(8)	33
東日本大震災 語り部	34
こちら企業の労働110番です(66)	35
愛知紛争調整委員 続・残月録(62)	36
わたしのジ・ハード(161)	37
近景遠景(32)	38
名北セーフティ・アドバイス(112)	39
表紙「青葉の頃	伊藤富雄